

佐賀県地域防災計画（「第2編 風水害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	目次	目次	
i	(略) 第2編 風水害対策 (略) 第2章 災害予防対策計画 (略) 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略) 第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 ..... 48 (略)	(略) 第2編 風水害対策 (略) 第2章 災害予防対策計画 (略) 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略) 第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備 ..... 48 (略)	国基本計画の修正に伴う追記
ii	第3章 災害応急対策計画 (略) 第10節 保健医療活動計画 ..... 158 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略) 第10節 保健医療福祉活動計画 ..... <span style="color: red;">156</span> (略)	国基本計画の修正に伴う追記
	<b>第1章 総則</b> <b>第2節 これまでの風水害被害</b>	<b>第1章 総則</b> <b>第2節 これまでの風水害被害</b>	
3	1 大雨 カ 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨） 8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者3名、意識不明を含む重傷者3名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。 キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨） (略) 本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100mmを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」を発表された。なお、14日02時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）に追加及び継続で発表された。1日降水量は、13日に鳥栖で332.5mm、14日に嬉野で439.5mm、唐津264.0mmで観測史上1位の値を更新した。 (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,084棟、一部破損19棟、床上浸水270棟、床下浸水2,045棟に及んだ。 <span style="color: red;">（令和4年2月16</span>	1 大雨 カ 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨） 8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者4名、重傷者2名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。 キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨） (略) 本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100mmを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」を発表された。なお、14日午前2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）に追加及び継続で発表された。1日降水量は、13日に鳥栖で332.5mm、14日に嬉野で439.5mm、唐津264.0mmで観測史上1位の値を更新した。 (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損25棟、床上浸水298棟、床下浸水2,090棟に及んだ。	時点修正  表現修正

頁	現行	修正案	備考
4	<p><u>日現在</u> (新設)</p>	<p><u>ク 2023 (令和5) 年7月7日～10日の大雨 (令和5年7月九州北部豪雨)</u>  <u>7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。</u>  <u>本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。</u>  <u>この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖 (鳥栖市) で490.5mm、北山 (佐賀市) で423.0mmを観測した。また北山 (佐賀市) では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。</u>  <u>人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。(令和5年11月29日現在)</u></p>	<p>当年発生災害の追加</p>
4	<p>2 台風 (1) 概要 本県は、台風が来襲する頻度が高い。台風は平均 (統計期間：<u>1981～2010年</u>) すると1年間に<u>約26個</u>発生しており、その中の<u>約11個</u>が日本の300km以内に接近し、更にその中の<u>約3個</u>が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近し、<u>その中の約1個が九州に上陸</u>している。(略)</p>	<p>2 台風 (1) 概要 本県は、台風が来襲する頻度が高い。台風は平均 (統計期間：<u>1991～2020年</u>) すると1年間に<u>約25個</u>発生しており、その中の<u>約12個</u>が日本の300km以内に接近し、更にその中の<u>約4個</u>が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近している。(略)</p>	<p>佐賀地方気象台からの意見に基づく修正</p>
第3節 計画の前提		第3節 計画の前提	
9	<p>1 豪雨・大雨 (洪水) (略) (2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。</p>	<p>1 豪雨・大雨 (洪水) (略) (2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年、<u>令和5年</u>の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。</p>	<p>対象災害の追加に伴う追記</p>
第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心な県土づくり		第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心な県土づくり	
10	<p>(略) 県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>(略) 県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
10	<p><b>第1項 県土保全施設の整備</b> 国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県 (環境課、まちづくり課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課)</p>	<p><b>第1項 県土保全施設の整備</b> 国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県 (環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課、<u>水産課</u>)</p>	<p>組織改正に伴う修正・追記</p>

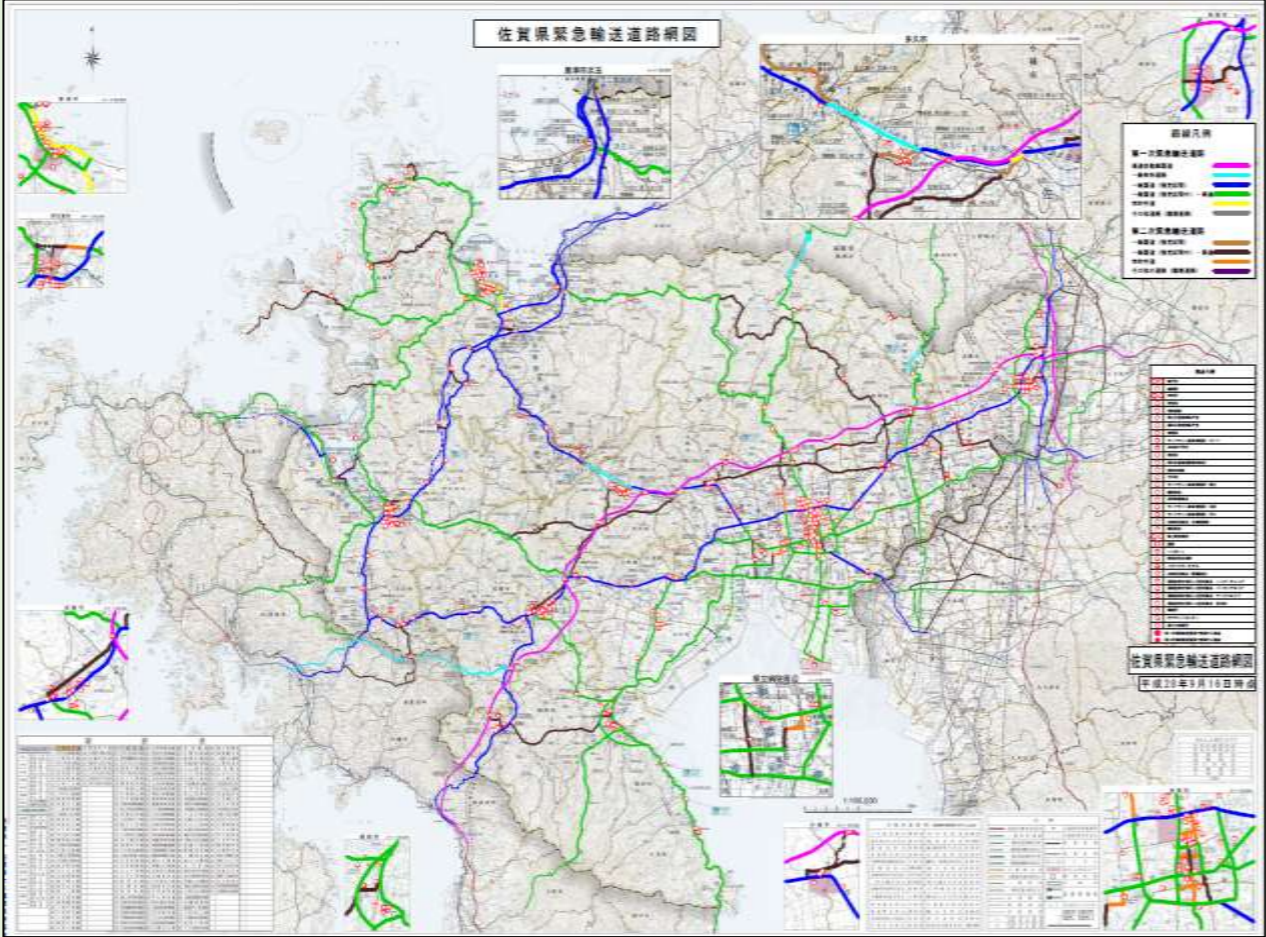

頁	現行	修正案	備考
18	<p><b>第2項 公共施設、交通施設等の整備</b></p> <p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、空港課、港湾課、農山漁村課、建築住宅課、道路課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	<p><b>第2項 公共施設、交通施設等の整備</b></p> <p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、空港課、港湾課、農山村課、建築住宅課、道路課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	組織改正に伴う修正
	<p><b>第5項 風水害に強い土地利用の推進</b></p> <p>市町、 県（まちづくり課）</p>	<p><b>第5項 風水害に強い土地利用の推進</b></p> <p>市町、 県（まちづくり課）</p>	
24	<p>県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 (新設)</p>	<p>県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 <u>また、県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	国基本計画修正に伴う追記
	<p><b>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <p><b>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	<p><b>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</b></p> <p><b>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	
25	<p>(略)</p> <p>また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策など<u>を</u>推進するとともに市町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策など<u>を</u>推進するとともに、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、</u>市町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略)</p>	誤字修正 国基本計画修正に伴う追記
26	<p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等 (略)</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等 (略)</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。 <u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	国基本計画修正に伴う追記  国基本計画修正に伴う追記

頁	現行	修正案	備考
26 28	<p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 中央防災無線網の整備</p> <p>県は、風水害時における国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信手段を確保するため、県庁に中央防災無線回線を整備している。</p> <p>なお、端末は、知事室（秘書課）、<u>危機管理・報道課</u>、危機管理防災課、宿直室に設置し、危機管理センターには電話機とテレビ会議システムを設置している。</p> <p>(略)</p> <p>カ 災害情報提供システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供）</p> <p>b 携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）</p> <p>c 防災ネットあんあん（<u>登録した住民へのメール</u>による情報提供）</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信事業者による体制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害用伝言サービスの活用促進</p> <p>(略)</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <p>(略)</p> <p>○携帯電話・<u>PHS</u>各社</p> <p>・災害用伝言板</p> <p>携帯電話・<u>PHS</u>のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・<u>PHS</u>番号をもとにして全国から伝言を確認できる。</p>	<p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 中央防災無線網の整備</p> <p>県は、風水害時における国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信手段を確保するため、県庁に中央防災無線回線を整備している。</p> <p>なお、端末は、知事室（秘書課）、報道課、危機管理防災課、宿直室に設置し、危機管理センターには電話機とテレビ会議システムを設置している。</p> <p>(略)</p> <p>カ 災害情報提供システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供）</p> <p>b 携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）</p> <p>c 防災ネットあんあん（<u>スマートフォンアプリ</u>による情報提供）</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信事業者による体制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害用伝言サービスの活用促進</p> <p>(略)</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <p>(略)</p> <p>○携帯電話各社</p> <p>・災害用伝言板</p> <p>携帯電話・<u>スマートフォン</u>のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>システム更新に伴う修正</p> <p>唐津市からの意見に伴う修正</p>
<p><b>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b> 市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>		<p><b>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</b> 市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>	
36	<p>2 保健医療分野の受援体制</p> <p>保健医療分野においては、保健医療活動総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D C A T又は D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 保健医療分野の受援体制</p> <p>保健医療分野においては、保健医療<u>福祉活動</u>の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D C A T又は D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記、脱字追記</p>

頁	現行				修正案				備考
37	区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日	区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手先	協定締結年月日	協定追記
	自治体	(略)	(略)	(略)	自治体	(略)	(略)	(略)	
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">防災消防ヘリコプター相互応援協定 [危機管理防災課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県</span>	<span style="background-color: #90EE90;">令和 4年 3月25日</span>	
	通信	災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日	通信・ <span style="background-color: #90EE90;">電力</span>	災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日	
39		アマチュア無線による災害時応援協定 [危機管理防災課]	一般社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部 (締結時：社団法人)	平成17年 3月31日		アマチュア無線による災害時応援協定 [危機管理防災課]	一般社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部 (締結時：社団法人)	平成17年 3月31日	脱字追記
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">災害時における相互連携に関する協定 [危機管理防災課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">九州電力株式会社佐賀支店</span>	<span style="background-color: #90EE90;">令和 3年 5月28日</span>	
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">災害時における相互連携に関する協定 [危機管理防災課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">九州電力送配電株式会社佐賀支社</span>		
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">災害時における相互連携に関する協定 [危機管理防災課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">西日本電信電話株式会社佐賀支店</span>	<span style="background-color: #90EE90;">令和 3年 5月28日</span>	
40	要配慮者	(略)	(略)	(略)	要配慮者	(略)	(略)	(略)	記載場所移設
		災害時におけるリハビリテーション支援に関する協定 [長寿社会課]	佐賀リハビリテーション推進協議会	令和2年 6月 5日		災害時におけるリハビリテーション支援に関する協定 [長寿社会課]	佐賀 <span style="background-color: #90EE90;">災害</span> リハビリテーション推進協議会	令和2年 6月 5日	
41	輸送	(略)	(略)	(略)	輸送	(略)	(略)	(略)	脱字追記
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">佐賀県と佐川急便株式会社との包括協定 [県民協働課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">佐川急便株式会社</span>	<span style="background-color: #90EE90;">平成30年 7月24日</span>	
41	物資	(略)	(略)	(略)	物資	(略)	(略)	(略)	協定追記
		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">佐賀県と江崎グリコ株式会社との包括連携協定 [県民協働課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">江崎グリコ株式会社</span>	<span style="background-color: #90EE90;">令和 5年 2月 8日</span>	
	資機材	(略)	(略)	(略)	資機材	(略)	(略)	(略)	
		災害時における資機材調達に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日		災害時における資機材調達に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日	
41		(新設)				<span style="background-color: #90EE90;">佐賀県と佐賀県トヨタ販売店・佐賀県トヨタレンタリース店・佐賀県トヨタ部品共販店との包括連携協定 [県民協働課]</span>	<span style="background-color: #90EE90;">佐賀県オールトヨタ (佐賀トヨタ自動車株式会社、株式会社トヨタレンタリース佐賀、トヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社、佐賀トヨペット株式会社、トヨタカローラ佐賀株式会社)</span>	<span style="background-color: #90EE90;">平成30年10月19日</span>	協定追記
		災害時における電動車両等の支援に関する協定 [危機管理防災課]	九州三菱自動車販売株式会社佐賀支店、三菱自動車工業株式会社	令和 4年 7月21日		災害時における電動車両等の支援に関する協定 [危機管理防災課]	九州三菱自動車販売株式会社佐賀支店、三菱自動車工業株式会社	令和 4年 7月21日	
41	港湾	(略)	(略)	(略)	港湾	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修
		漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 <span style="background-color: #90EE90;">[農山]</span>	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日		漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 <span style="background-color: #90EE90;">[水産]</span>	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日	

頁	現行			修正案			備考			
43		<span style="color: red;">漁村課</span>					正  組織改正に伴う修正   協定追記			
		福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日		福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定		佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日	
	その他	<span style="color: red;">[農山漁村課]</span>				<span style="color: red;">[水産課]</span>				
		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)		
		無人航空機による災害応急対策業務(映像撮影・物資輸送等)に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日		無人航空機による災害応急対策業務(映像撮影・物資輸送等)に関する協定 [危機管理防災課]		株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	
		(新設)				<span style="color: red;">佐賀県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括協定 [県民協働課]</span>		<span style="color: red;">あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</span>	<span style="color: red;">平成30年 6月 1日</span>	
		災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定[生活衛生課]	佐賀県葬祭事業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日		災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定[生活衛生課]		佐賀県葬祭事業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日	
		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)		
	44		災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定 [県民協働課]	佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年1月23日			災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定 [県民協働課]	<span style="color: red;">一般社団法人</span> 佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年1月23日
			(新設)					<span style="color: red;">佐賀県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定 [県民協働課]</span>	<span style="color: red;">三井住友海上火災保険株式会社</span>	<span style="color: red;">平成31年 3月19日</span>
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)			
		<span style="color: red;">災害時における相互連携に関する協定</span>	<span style="color: red;">九州電力株式会社佐賀支店</span> <span style="color: red;">九州電力送配電株式会社佐賀支社</span>	<span style="color: red;">令和 3年 5月28日</span>		(移設)	(移設)	(移設)		
		(新設)				<span style="color: red;">消防防災ヘリコプター等臨時離着陸場としてのJA管理施設利用に関する協定[危機管理防災課]</span>	<span style="color: red;">佐賀県農業協同組合</span> <span style="color: red;">唐津農業協同組合</span> <span style="color: red;">伊万里市農業協同組合</span>	<span style="color: red;">令和5年4月18日</span>		
	(新設)				<span style="color: red;">佐賀県、総合警備保障株式会社及びALSOK佐賀株式会社との連携協定 [県民協働課]</span>	<span style="color: red;">総合警備保障株式会社</span> <span style="color: red;">ALSOK佐賀株式会社</span>	<span style="color: red;">令和5年4月28日</span>			
	(略)				(略)					
45	<b>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</b>	市町、水防管理者、佐賀地方气象台、ライフライン事業者、県(農山漁村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課)			<b>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</b>	市町、水防管理者、佐賀地方气象台、ライフライン事業者、県(農山村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課)	組織改正に伴う修正			
48	6 資機材等の確保 (略) 県、市町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用				6 資機材等の確保 (略) 県、市町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用					

頁	現行	修正案	備考				
	<p>な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画に基づく追記</p>				
48	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b></td> <td>国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</b></td> <td>国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）						
<b>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</b>	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）						
48	<p>(略)</p> <p>また、県においては、関係者と連携し保健医療活動を効率的に行うため、保健医療活動の総合調整機能の確立に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療福祉活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
50	<p>(3) 災害時保健医療活動要領の普及・活用</p> <p>県は、県内において大規模災害が発生し保健医療活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領（平成31年1月策定）」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療対策を指揮調整する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 医療応援体制の整備</p> <p>ア 都道府県間の応援体制</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 災害時保健医療福祉活動要領の普及・活用</p> <p>県は、県内において大規模災害が発生し保健医療福祉活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領（平成31年1月策定）」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療福祉対策を指揮調整する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 医療応援体制の整備</p> <p>ア 都道府県間の応援体制</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地方公共団体における円滑な保健医療福祉活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
51	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第6項 緊急輸送活動</b></td> <td>国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山漁村課、道路課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第6項 緊急輸送活動</b>	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山漁村課、道路課、防災航空センター）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第6項 緊急輸送活動</b></td> <td>国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第6項 緊急輸送活動</b>	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）	<p>組織改正に伴う修正</p>
<b>第6項 緊急輸送活動</b>	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山漁村課、道路課、防災航空センター）						
<b>第6項 緊急輸送活動</b>	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、 県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）						

頁	現行	修正案	備考																				
52	<p>(略)</p> <p>《輸送拠点》</p> <table border="1" data-bbox="237 279 1249 510"> <tr> <td>SAGAサンライズパーク</td> <td>佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市	<p>(略)</p> <p>《輸送拠点》</p> <table border="1" data-bbox="1454 279 2466 510"> <tr> <td>SAGAサンライズパーク</td> <td>佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「朝日I&amp;Rドーム」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市	<p>呼称変更に伴う修正</p>
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市																						
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市																						
54	<p>緊急輸送道路網図</p> 	<p>緊急輸送道路網図</p> 	<p>道路課からの意見に基づく差替え</p>																				



頁	現行	修正案	備考
	<p><b>第7項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	<p><b>第7項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</b></p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	
58	<p>1 市町の避難計画 (略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略)</p> <p>災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (新設)</p> <p>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (略)</p> <p>イ 指定避難所 (略)</p> <p>(ア) 指定基準 (略)</p> <p>c 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略)</p>	<p>1 市町の避難計画 (略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略)</p> <p>災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 <u>市町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (略)</p> <p>イ 指定避難所 (略)</p> <p>(ア) 指定基準 (略)</p> <p>c 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>国基本計画との整合に伴う追記</p>
60	<p>(イ) 機能の強化 (略)</p> <p>b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p>	<p>(イ) 機能の強化 (略)</p> <p>b 非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 (略)</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p>
61	<p>(5) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>市町及び各指定避難所の運営者は、指定 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、</p>	<p>(5) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>市町及び各指定避難所の運営者は、指定 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、</p>	

頁	現行	修正案	備考
64	<p>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p>	<p>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</u>などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p> <p>国基本計画修正に伴う追記</p>
	<p><b>第8項 避難行動要支援者対策の強化</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	<p><b>第8項 避難行動要支援者対策の強化</b> 市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	
66	<p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>また、市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。 (新設)</p> <p>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるも</p>	<p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>また、市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪や凍結といった市町特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。 <u>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考
	<p>のとする。</p> <p>(略)</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
	<p><b>第12項 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>市町、防災関係機関、建築物の所有者、県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</p>	<p><b>第12項 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>市町、防災関係機関、建築物の所有者、県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</p>	
73	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市町の災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市町の災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
76	<p><b>第3節 県民等の防災活動の推進</b></p> <p><b>第1項 防災思想・知識の普及</b></p> <p>防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</p>	<p><b>第3節 県民等の防災活動の推進</b></p> <p><b>第1項 防災思想・知識の普及</b></p> <p>防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
	<p><b>第7項 災害ボランティア活動の環境整備等</b></p> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）</p>	<p><b>第7項 災害ボランティア活動の環境整備等</b></p> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）</p>	
83	<p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</p>	<p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考				
	<p>災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追加</p> <p>国基本計画の修正に伴う追加</p>				
87	<p><b>第5節 防災営農体制の確立</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 防災営農体制の確立</b></td> <td>県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山漁村課、農地整備課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 防災営農体制の確立</b>	県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山漁村課、農地整備課）	<p><b>第5節 防災営農体制の確立</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 防災営農体制の確立</b></td> <td>県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山村課、農地整備課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 防災営農体制の確立</b>	県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山村課、農地整備課）	組織改正に伴う修正
<b>第1項 防災営農体制の確立</b>	県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山漁村課、農地整備課）						
<b>第1項 防災営農体制の確立</b>	県（生産者支援課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、農山村課、農地整備課）						
87	<p>2 営農指導</p> <p>(1) 指導組織</p> <p>風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、県は、農業技術防除センター、地域農業改良普及センターが中心となって、必要な技術指導を行う。</p> <p>(2) 指導対策</p> <p>農業技術防除センターは、試験研究機関等との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花き、工芸作物、畜産等の専門的事項について、地域農業改良普及センターに対する技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>農業技術防除センターは、気象庁から発表される季節予報（1か月予報や3か月予報等）、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行う。</p> <p>災害が発生した場合には、農業技術防除センターは、必要な技術対策を早急にとりまとめ、地域農業改良普及センターを指導できるよう体制を整備する。</p> <p>地域農業改良普及センターは、被害状況を速やかに把握するとともに、農業技術防除センターがとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、現地での営農指導を行えるよう体制を整備する。</p>	<p>2 営農指導</p> <p>(1) 指導組織</p> <p>風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、県は、農業技術防除センター、地域農業振興センターが中心となって、必要な技術指導を行う。</p> <p>(2) 指導対策</p> <p>農業技術防除センターは、試験研究機関等との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花き、工芸作物、畜産等の専門的事項について、地域農業振興センターに対する技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>農業技術防除センターは、気象庁から発表される季節予報（1か月予報や3か月予報等）、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行う。</p> <p>災害が発生した場合には、農業技術防除センターは、必要な技術対策を早急にとりまとめ、地域農業振興センターを指導できるよう体制を整備する。</p> <p>地域農業振興センターは、被害状況を速やかに把握するとともに、農業技術防除センターがとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、現地での営農指導を行えるよう体制を整備する。</p>	組織改正に伴う修正				

頁	現行	修正案	備考
88	<p>生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課</p> <p>農業技術防除センター</p> <p>上場官農センター 農業試験研究センター 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場</p> <p>家畜保健衛生所 (県内3か所)</p> <p>農林事務所 (県内5か所)</p> <p>地域農業改良改善センター (県内6か所)</p> <p>市町</p> <p>農業協同組合</p> <p>農家</p>	<p>生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課</p> <p>農業技術防除センター</p> <p>上場官農センター 農業試験研究センター 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場</p> <p>家畜保健衛生所 (県内3か所)</p> <p>農林事務所 (県内5か所)</p> <p>地域農業振興センター (県内6か所)</p> <p>市町</p> <p>農業協同組合</p> <p>農家</p>	組織改正に伴う修正
90	<p><b>第8節 航空機の運用調整計画</b></p> <p><b>第1項 航空機の運用調整計画</b> 災害応急対策活動を行う航空機の運航者、 県(危機管理防災課、医務課、<u>空港課</u>、佐賀空港事務所)</p>	<p><b>第8節 航空機の運用調整計画</b></p> <p><b>第1項 航空機の運用調整計画</b> 災害応急対策活動を行う航空機の運航者、 県(危機管理防災課、医務課、佐賀空港事務所、<u>防災航空センター</u>)</p>	関係機関の修正
90	<p>県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ・警察ヘリ・ドクターヘリ・自衛隊機・海上保安庁へリなど災害時における航空機利用について関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。</p>	<p>県は、地域の実情を踏まえ、<u>県</u>消防防災ヘリ<u>コプター</u>、<u>県</u>警察ヘリ<u>コプター</u>、ドクターヘリ、自衛隊航空機及び海上保安庁航空機など災害時における航空機利用について関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。</p>	脱字追記 実態との整合に伴う追記

頁	現行	修正案	備考
	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 県の活動体制 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 県の活動体制 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	
90	<p>1 災害情報連絡室</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害情報連絡室</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>「災害対策本部」や「災害警戒対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合</p> <p>(略)</p>	体制変更に伴う修正
92	<p>2 災害警戒本部</p> <p>(1) 災害警戒本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合に、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 県内に、風水害が発生した場合。</p> <p>(イ) 県内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 所掌事務</p> <p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び災害救助法適用に関する調整</p> <p>ウ 構成</p> <p>危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部局連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p> <p>災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 災害警戒対策本部</p> <p>(1) 災害警戒対策本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合に、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 県内に、風水害が発生した場合</p> <p>(イ) 県内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合</p> <p><u>(ウ) 災害が発災し災害応急対策が必要だが、災害対策本部に至らない程度の災害であると判断した場合</u></p> <p>イ 所掌事務</p> <p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び災害救助法適用に関する調整</p> <p>ウ 構成</p> <p>危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部局連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒対策本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p> <p>災害警戒対策本部の要員として、災害警戒対策本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p><u>(2) 現地災害警戒対策本部</u></p> <p><u>災害警戒対策本部長（副知事（防災監））は、必要に応じ、現地災害警戒対策本部を設置し、</u></p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>設置基準追加に伴う追記</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う組織設置に係る追記</p>

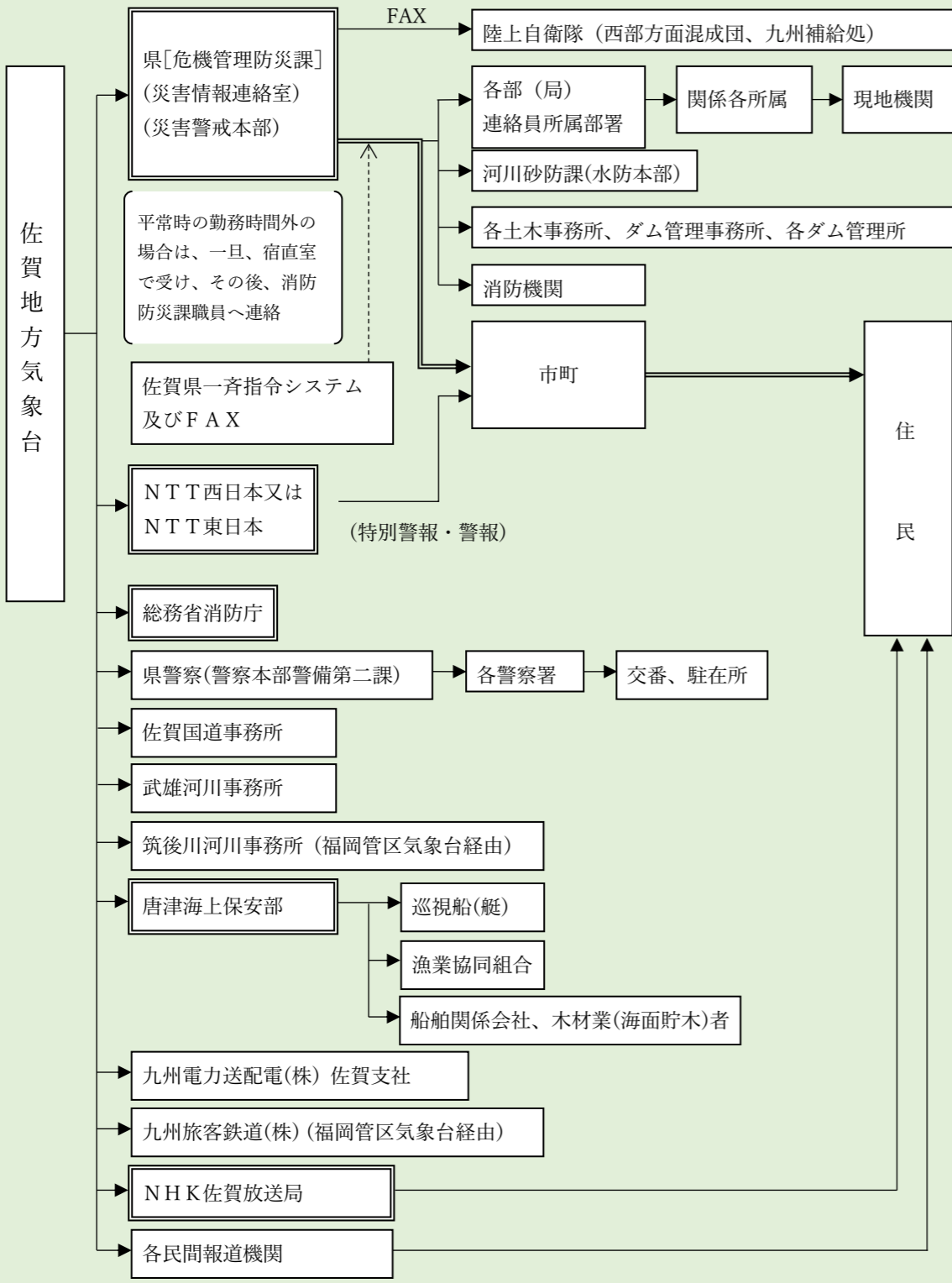
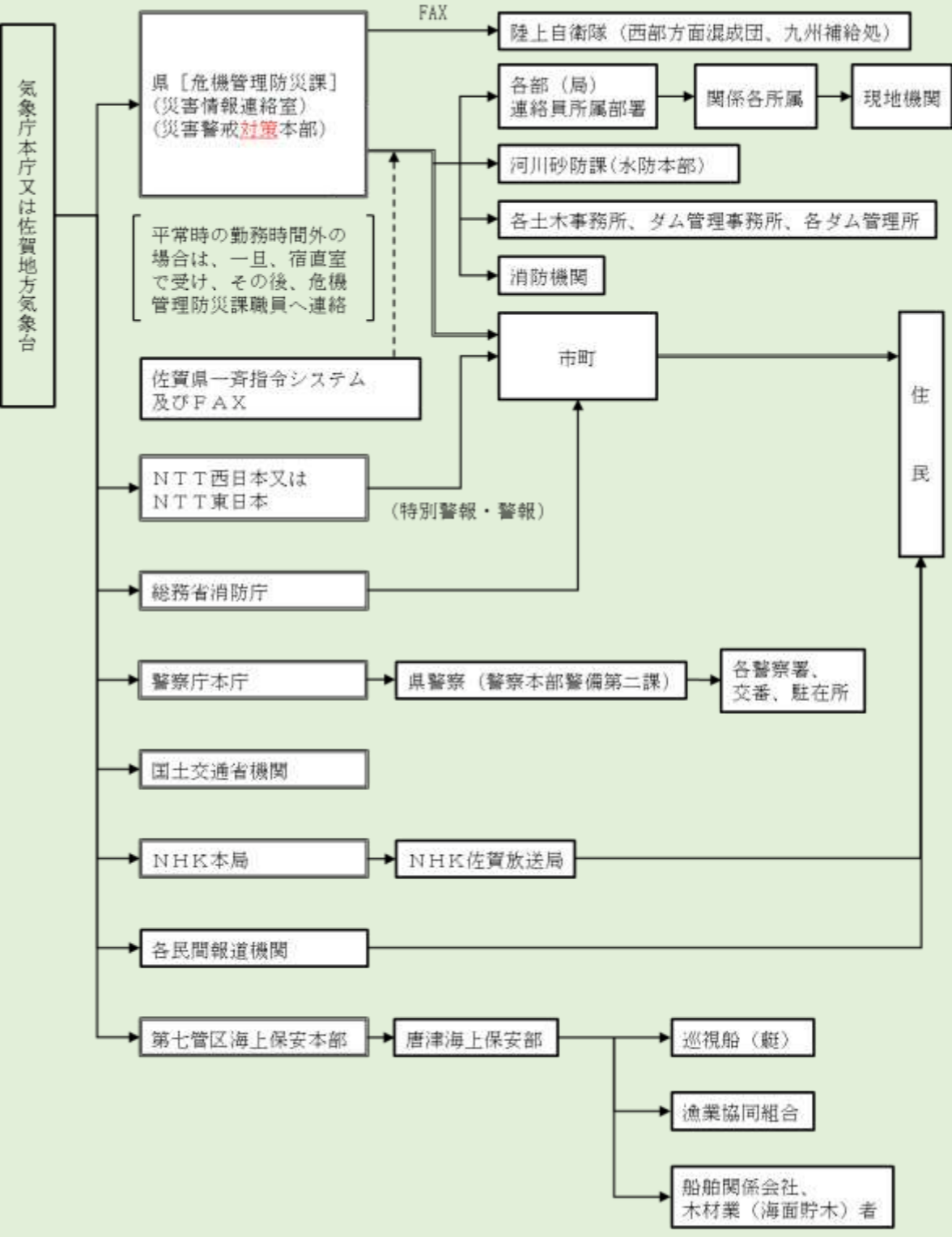
頁	現行	修正案	備考																								
94	<p>(2) 現地調整要員の派遣 災害警戒本部長は、救助、医療、輸送など、現地の市町対策本部等において関係機関と調整を実施する必要があると認める場合は、現地調整要員を指名して現地の市町対策本部等に派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害対策本部 (略)</p> <p>(4) 緊急初動班 (略)</p> <p>エ 緊急初動班の業務 (略)</p> <p>(イ) 情報の収集 a 県警察、消防機関、市町、県民その他からの情報収集 (新設) <u>b</u> 自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼 <u>c</u> テレビ、ラジオによる情報収集 <u>d</u> 職員が登庁時に集めた情報の収集 (略)</p> <p>(7) 航空機の運用調整等 (略)</p> <p>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>する。また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>現地災害警戒対策本部長を危機管理・報道局副局長又は他の職員から指名する。</u></p> <p>(3) 現地調整要員の派遣 災害警戒<u>対策</u>本部長は、救助、医療、輸送など、現地の市町対策本部等において関係機関と調整を実施する必要があると認める場合は、現地調整要員を指名して現地の市町対策本部等に派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害対策本部 (略)</p> <p>(4) 緊急初動班 (略)</p> <p>エ 緊急初動班の業務 (略)</p> <p>(イ) 情報の収集 a 県警察、消防機関、市町、県民その他からの情報収集 <u>b 県消防防災ヘリコプターによる情報収集</u> <u>c</u> 自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼 <u>d</u> テレビ、ラジオによる情報収集 <u>e</u> 職員が登庁時に集めた情報の収集 (略)</p> <p>(7) 航空機の運用調整等 (略)</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>し、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る<u>国土交通省との調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>付番修正 体制変更に伴う修正</p> <p>実態との整合に伴う追記、付番修正</p> <p>国基本計画修正に伴う追記・修正</p> <p>実態との整合に伴う追記</p>																								
97	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 10%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 30%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部</td> <td>災害対策の総括</td> <td>(略) (分析・企画関係)</td> <td>政策チーム 企画チーム</td> </tr> <tr> <td>●防災監</td> <td>◇危機管理・報道局長 (略)</td> <td>(略) ・<u>退避</u>の指示、警戒区域の設定に関すること (略)</td> <td>危機管理防災課 ほか (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等	総括対策部	災害対策の総括	(略) (分析・企画関係)	政策チーム 企画チーム	●防災監	◇危機管理・報道局長 (略)	(略) ・ <u>退避</u> の指示、警戒区域の設定に関すること (略)	危機管理防災課 ほか (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 10%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 30%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部</td> <td>災害対策の総括</td> <td>(略) (分析・企画関係)</td> <td>政策チーム 企画チーム</td> </tr> <tr> <td>●防災監</td> <td>◇危機管理・報道局長 (略)</td> <td>(略) ・<u>避難</u>の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)</td> <td>危機管理防災課 ほか (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等	総括対策部	災害対策の総括	(略) (分析・企画関係)	政策チーム 企画チーム	●防災監	◇危機管理・報道局長 (略)	(略) ・ <u>避難</u> の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)	危機管理防災課 ほか (略)	<p>災害対策基本法との整合に伴う修正</p>
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等																								
総括対策部	災害対策の総括	(略) (分析・企画関係)	政策チーム 企画チーム																								
●防災監	◇危機管理・報道局長 (略)	(略) ・ <u>退避</u> の指示、警戒区域の設定に関すること (略)	危機管理防災課 ほか (略)																								
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等																								
総括対策部	災害対策の総括	(略) (分析・企画関係)	政策チーム 企画チーム																								
●防災監	◇危機管理・報道局長 (略)	(略) ・ <u>避難</u> の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)	危機管理防災課 ほか (略)																								
98	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">情報通信対策部</th> <th style="width: 10%;">情報通信手段の確保等</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 30%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●総務部長</td> <td>◇<u>情報課長</u></td> <td>・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・</td> <td>行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課</td> </tr> </tbody> </table>	情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等	●総務部長	◇ <u>情報課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">情報通信対策部</th> <th style="width: 10%;">情報通信手段の確保等</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 30%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●総務部長</td> <td>◇<u>行政デジタル推進課長</u></td> <td>・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・</td> <td>行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課</td> </tr> </tbody> </table>	情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等	●総務部長	◇ <u>行政デジタル推進課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	<p>組織改正に伴う修正</p>								
情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等																								
●総務部長	◇ <u>情報課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課																								
情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等																								
●総務部長	◇ <u>行政デジタル推進課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課																								

頁	現行				修正案				備考
100			整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること				整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること		組織改正に伴う修正・追記、脱字追記
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	地域交流対策部	(略)	(略)	(略)	地域交流対策部	(略)	(略)	(略)	
	●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関する ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山漁村課 港湾課	●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山村課 港湾課 水産課	
102	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国基本計画の修正に伴う追記
	健康福祉対策部	(略)	(略)	(略)	健康福祉対策部	(略)	(略)	(略)	
	●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	保健医療活動の総合調整 ◇医療統括監	・保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請等、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課	●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請等、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
103	衛生対策	(略)	(略)	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課	衛生対策	(略)	(略)	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課	国基本計画との整合に伴う修正
	◇健康福祉部副部長	・愛護動物に係る必需品等の供給に関すること			◇健康福祉部副部長	・家庭動物に係る必需品等の供給に関すること			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	脱字追記
	産業労働部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	産業政策課	産業労働対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整			
	●産業労働部長				●産業労働部長				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産対	(略)	(略)	(略)	農林水産対	(略)	(略)	(略)	



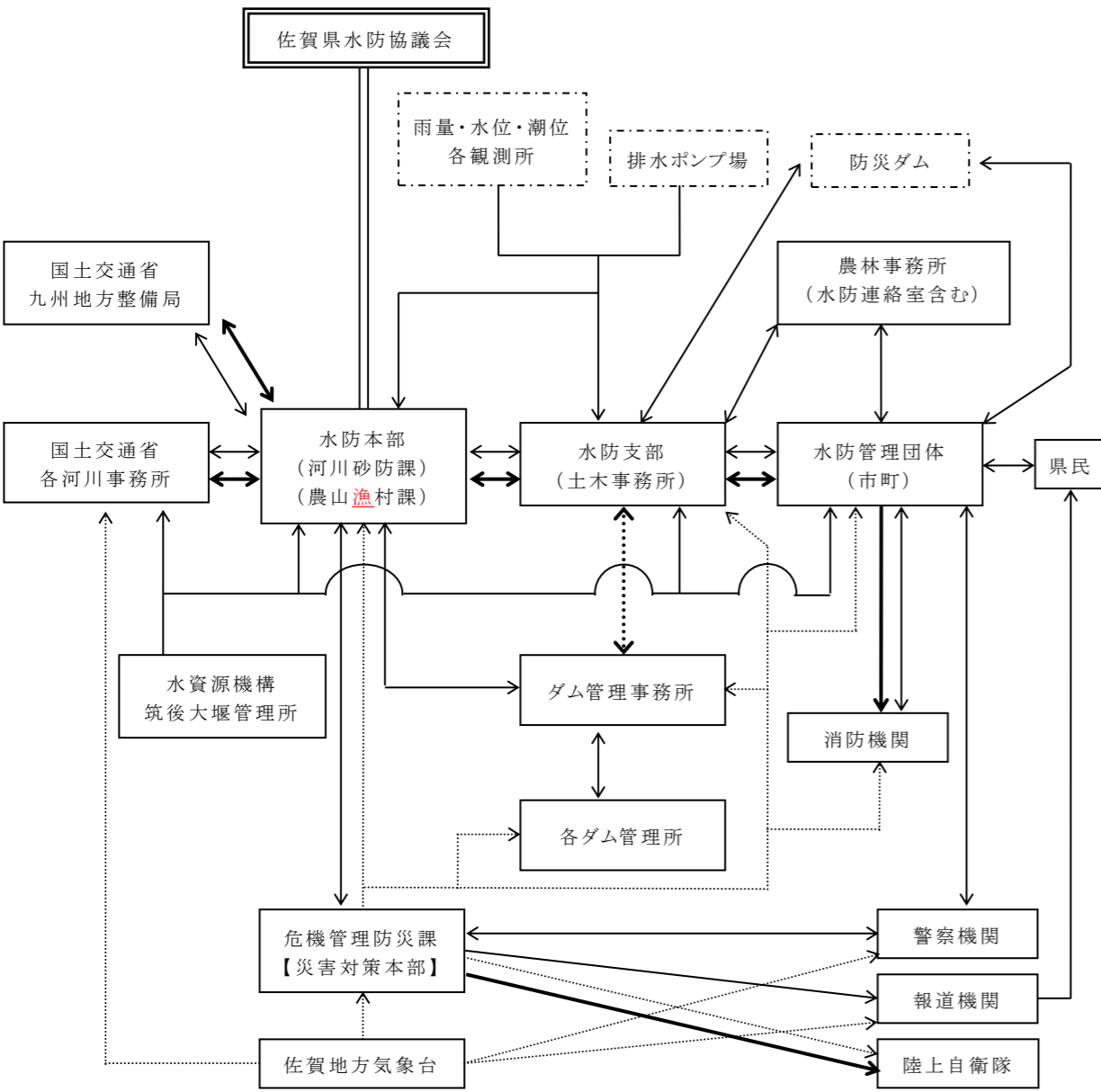
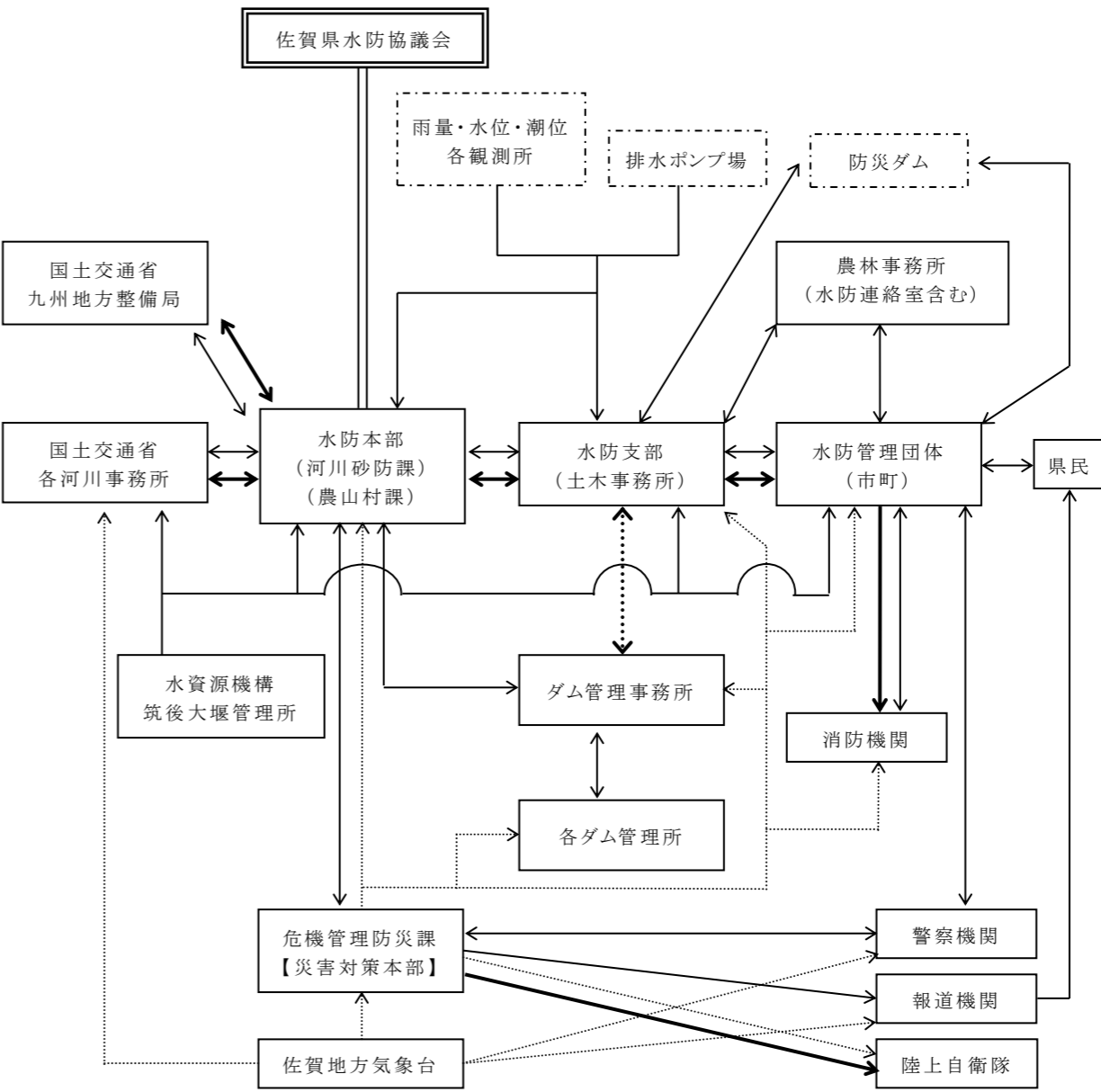
頁	現行				修正案				備考
105	策部 ●農林水産 部長	農地、農業用 施設対策	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する こと ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理 に関すること	農山漁村課 農地整備課	策部 ●農林水産 部長	農地、農業用 施設対策	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する こと ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理 に関すること	農山村課 農地整備課	組織改正に伴う修 正
		◇農林水産部 副部長		(略)		(略)		◇農林水産部 副部長	
106	策部 ●県土整備 部長	河川砂防対策	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、た め池、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策 に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管 理に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・砂防ボランティアに関すること	河川砂防課 農山漁村課	策部 ●県土整備 部長	河川砂防対策	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、た め池、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策 に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管 理に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・砂防ボランティアに関すること	河川砂防課 農山村課	組織改正に伴う修 正
		◇河川砂防課 長		(略)		(略)		◇河川砂防課 長	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修 正
	文教対策部 ●教育長	対策部内の 支援 (その他の 課等) ◇教育総務 課長	・対策部内の応援に関する こと ※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基 本	教育総務課	●教育長	対策部内の 支援 (その他の 課等) ◇教育総務 課長	・対策部内の応援に関する こと ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内 での応援を基本	教育総務課	
第2節 災害発生直前対策				第2節 災害発生直前対策					
第1項 警報等の伝達等		防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、 県（危機管理防災課、河川砂防課、道路課）		第1項 警報等の伝達等		防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、 県（危機管理防災課、河川砂防課、道路課）			
110	1 風水害に係る警報等の種類				1 風水害に係る警報等の種類				佐賀地方気象台か らの意見に基づく 修正
	(1) 気象関係 (略) イ その他の注意報 雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報 ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、 <u>線状降水の予測情 報</u> 、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、警報級の可能性、 <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> 、 <u>大 雨警報（浸水害）の危険度分布</u> 、 <u>洪水警報の危険度分布</u>			(1) 気象関係 (略) イ その他の注意報 雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報、 <u>濃霧注意報</u> 、 <u>乾燥注意報</u> 、 <u>低 温注意報</u> 、 <u>霜注意報</u> ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する <u>気象情報</u> 、竜巻注意情報、 佐賀県気象情報、 <u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> 、 <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険 度分布）</u>					
(2) 指定河川の洪水予報				(2) 指定河川の洪水予報					

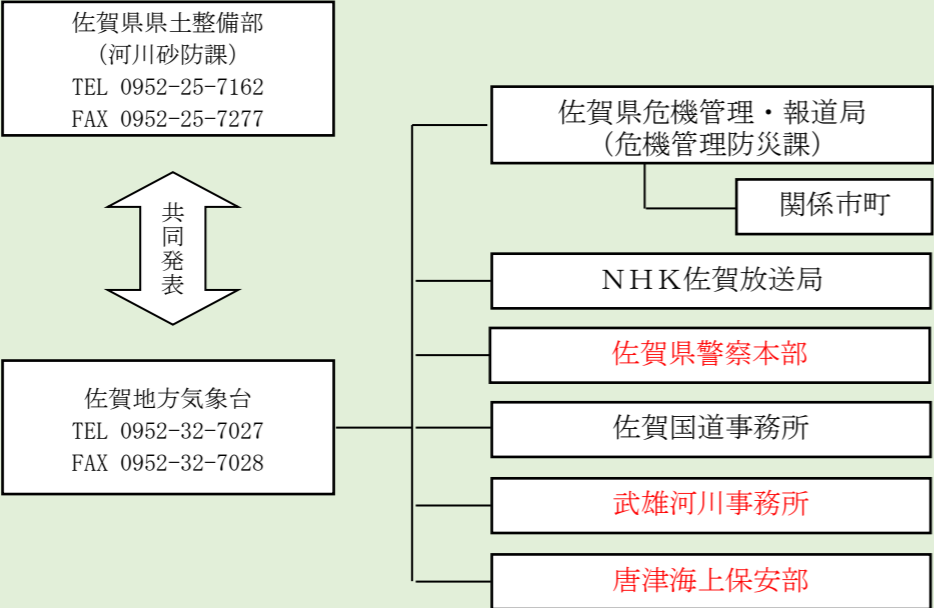
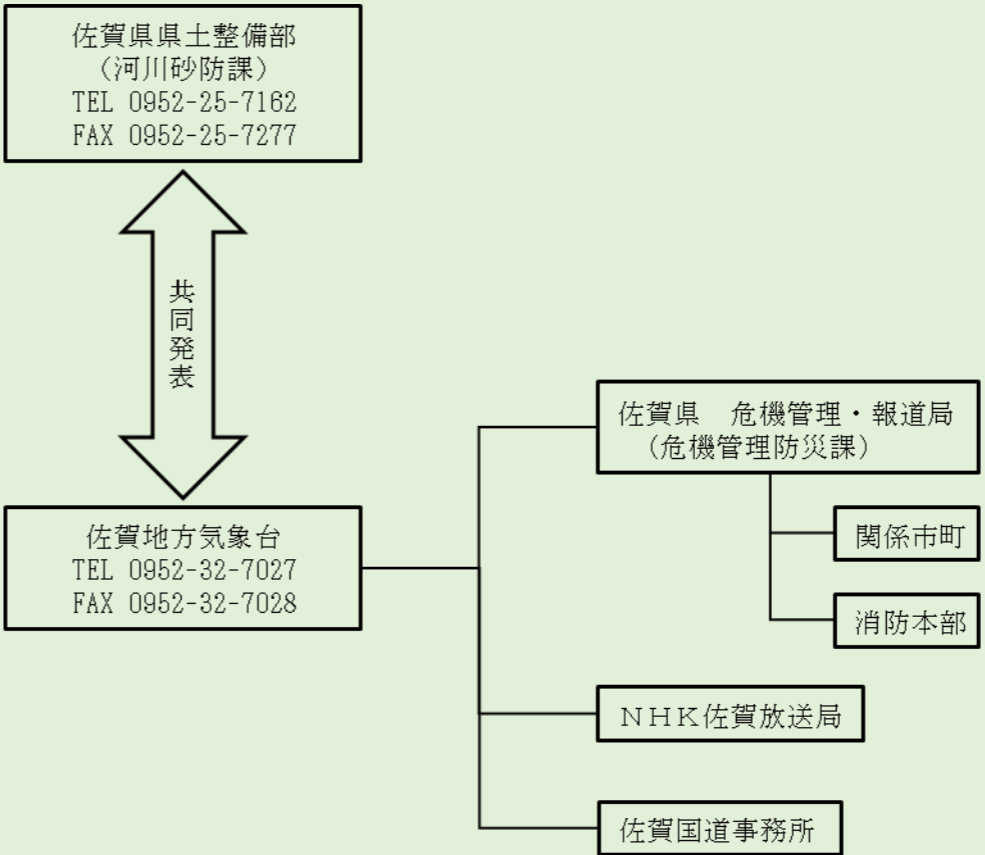
頁	現行	修正案	備考																																																
	国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 150px; height: 80px;"> <tr><td style="width: 30%;">指定河川</td><td>嘉瀬川水系</td></tr> <tr><td></td><td>六角川水系</td></tr> <tr><td></td><td>松浦川水系</td></tr> <tr><td></td><td>筑後川水系</td></tr> </table> (新設)  (略)	指定河川	嘉瀬川水系		六角川水系		松浦川水系		筑後川水系	<span style="color: red;">ア</span> 国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 150px; height: 80px;"> <tr><td style="width: 30%;">指定河川</td><td>嘉瀬川水系</td><td style="color: red;">嘉瀬川</td></tr> <tr><td></td><td>六角川水系</td><td style="color: red;">六角川、牛津川</td></tr> <tr><td></td><td>松浦川水系</td><td style="color: red;">松浦川、徳須恵川、厳木川</td></tr> <tr><td></td><td>筑後川水系</td><td style="color: red;">筑後川</td></tr> </table> <span style="color: red;">イ</span> 洪水予報の種類 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 150px; height: 40px;"> <tr><td style="width: 30%; color: red;">洪水警報</td><td style="color: red;">氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報</td></tr> <tr><td style="color: red;">洪水注意報</td><td style="color: red;">氾濫注意情報</td></tr> </table> (略)	指定河川	嘉瀬川水系	嘉瀬川		六角川水系	六角川、牛津川		松浦川水系	松浦川、徳須恵川、厳木川		筑後川水系	筑後川	洪水警報	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報	洪水注意報	氾濫注意情報	佐賀地方気象台からの意見に基づく追記																								
指定河川	嘉瀬川水系																																																		
	六角川水系																																																		
	松浦川水系																																																		
	筑後川水系																																																		
指定河川	嘉瀬川水系	嘉瀬川																																																	
	六角川水系	六角川、牛津川																																																	
	松浦川水系	松浦川、徳須恵川、厳木川																																																	
	筑後川水系	筑後川																																																	
洪水警報	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報																																																		
洪水注意報	氾濫注意情報																																																		
112	(6) 避難情報等 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>県民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 (市町長が発令)</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>氾濫発生情報 大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市町長が発令)</td> <td>危険な場所から ら全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市町長が発令)</td> <td>危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>氾濫警戒情報 洪水警報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td> <td>避難行動の確認</td> <td>注意報</td> <td>氾濫注意情報 <span style="color: red;">大雨・洪水注意報等</span></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td> <td>心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	県民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等	警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所から ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報等	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報	氾濫注意情報 <span style="color: red;">大雨・洪水注意報等</span>	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		(6) 避難情報等 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>県民がとるべき行動</th> <th>行動を促す情報</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 (市町長が発令)</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>氾濫発生情報 大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市町長が発令)</td> <td>危険な場所から ら全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市町長が発令)</td> <td>危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>氾濫警戒情報 <span style="color: red;">大雨・洪水警報等</span></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td> <td>避難行動の確認</td> <td><span style="color: red;">大雨・洪水</span>注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td> <td>心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	県民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等	警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所から ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <span style="color: red;">大雨・洪水警報等</span>	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	<span style="color: red;">大雨・洪水</span> 注意報	氾濫注意情報	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		佐賀地方気象台からの意見に基づく修正・削除
警戒レベル	県民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等																																																
警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所から ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報	氾濫注意情報 <span style="color: red;">大雨・洪水注意報等</span>																																																
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
警戒レベル	県民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町長が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等																																																
警戒レベル4 (市町長が発令)	危険な場所から ら全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町長が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <span style="color: red;">大雨・洪水警報等</span>																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	<span style="color: red;">大雨・洪水</span> 注意報	氾濫注意情報																																																
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
	(次項)	(次項)																																																	

頁	現行	修正案	備考
113	<p>4 体制図</p> <p>(1) 気象情報伝達体制</p> <p>《平常時、災害情報連絡室、災害警戒本部の場合》</p>  <p>※1( <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> ): 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)</p> <p>※2( <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> ): 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務法第15条第2項)</p>	<p>4 体制図</p> <p>(1) 気象情報伝達体制</p> <p>《平常時、災害情報連絡室、災害警戒対策本部の場合》</p>  <p>※1( <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> ): 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)</p> <p>※2( <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> ): 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務法第15条第2項、第3項)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>佐賀地方気象台からの意見に基づく修正 (ルート変更)</p>

頁	現行	修正案	備考
114	<p>《災害対策本部の場合》</p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>県災害対策本部 [総括対策部]</p> <p>陸上自衛隊 (西部方面混成団、九州補給処)</p> <p>各対策部</p> <p>各土木事務所 → 各現地機関</p> <p>ダム管理事務所、各ダム管理所</p> <p>消防機関</p> <p>市町</p> <p>住 民</p> <p>佐賀県一斉指令システム及びFAX</p> <p>NTT西日本又はNTT東日本 (特別警報・警報)</p> <p>総務省消防庁</p> <p>県警察(警察本部警備第二課) → 各警察署 → 交番、駐在所</p> <p>佐賀国道事務所</p> <p>武雄河川事務所</p> <p>筑後川河川事務所 (福岡管区気象台経由)</p> <p>唐津海上保安部 → 巡視船(艇)</p> <p>漁業協同組合</p> <p>船舶関係会社、木材業(海面貯木)者</p> <p>九州電力送配電(株) 佐賀支社</p> <p>九州旅客鉄道(株) (福岡管区気象台経由)</p> <p>NHK佐賀放送局</p> <p>各民間報道機関</p> <p>※1(  ) : 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)</p> <p>※2(  ) : 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務法第15条の2)</p>	<p>《災害対策本部の場合》</p> <p>気象庁本庁又は佐賀地方気象台</p> <p>県災害対策本部 [総括対策部]</p> <p>陸上自衛隊 (西部方面混成団、九州補給処)</p> <p>各対策部</p> <p>各土木事務所 → 各現地機関</p> <p>ダム管理事務所、各ダム管理所</p> <p>消防機関</p> <p>市町</p> <p>住 民</p> <p>佐賀県一斉指令システム及びFAX</p> <p>NTT西日本又はNTT東日本 (特別警報・警報)</p> <p>総務省消防庁</p> <p>警察庁本庁 → 県警察(警察本部警備第二課) → 各警察署、交番、駐在所</p> <p>国土交通省機関</p> <p>NHK本局 → NHK佐賀放送局</p> <p>各民間報道機関</p> <p>第七管区海上保安本部 → 唐津海上保安部 → 巡視船(艇)</p> <p>漁業協同組合</p> <p>船舶関係会社、木材業(海面貯木)者</p> <p>※1(  ) : 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)</p> <p>※2(  ) : 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務法第15条第2項、第3項)</p>	<p>佐賀地方気象台からの意見に基づく修正 (ルート変更)</p>

頁	現行	修正案	備考
115	<p>(2) <b>指定河川の洪水予報</b></p> <p>国土交通省 出先機関</p> <p>他の国土交通省 出先機関等</p> <p>河川情報センター</p> <p>県(河川砂防課[水防本部])</p> <p>関係土木事務所</p> <p>関係水防管理団体(市町)</p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>県(危機管理防災課[総括対策部])</p> <p>関係消防機関</p> <p>陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処)</p> <p>NTT西日本又はNTT東日本(洪水警報)※</p> <p>総務省消防庁</p> <p>県警察(警察本部警備第二課)</p> <p>関係警察署</p> <p>佐賀国道事務所</p> <p>九州電力送配電(株)佐賀支社</p> <p>九州旅客鉄道(株)(福岡管区気象台経由)</p> <p>関係駅区</p> <p>NHK佐賀放送局</p> <p>各民間報道機関</p> <p>住民</p> <p>※洪水予報の種類と標題</p> <p>洪水警報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・氾濫警戒情報</li> </ul> <p>洪水注意報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>	<p>(2) <b>洪水予報伝達体制</b></p> <p>国土交通省 出先機関</p> <p>河川情報センター</p> <p>県(河川砂防課[水防本部])</p> <p>関係土木事務所</p> <p>関係水防管理団体(市町)</p> <p>気象庁本庁又は佐賀地方気象台</p> <p>県(危機管理防災課[総括対策部])</p> <p>関係消防機関</p> <p>陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処)</p> <p>NTT西日本又はNTT東日本(洪水警報)</p> <p>総務省消防庁</p> <p>関東地方整備局</p> <p>佐賀国道事務所</p> <p>警察庁本庁</p> <p>県警察(警察本部警備第二課)</p> <p>関係警察署</p> <p>NHK本局</p> <p>NHK佐賀放送局</p> <p>各民間報道機関</p> <p>九州旅客鉄道(株)(福岡管区気象台経由)</p> <p>関係駅区</p> <p>第七管区海上保安本部</p> <p>唐津海上保安部</p> <p>住民</p>	<p>佐賀地方気象台からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	修正案	備考
116	<p>(3) 水防体制</p>  <p>佐賀県水防協議会</p> <p>雨量・水位・潮位各観測所</p> <p>排水ポンプ場</p> <p>防災ダム</p> <p>国土交通省九州地方整備局</p> <p>農林事務所(水防連絡室含む)</p> <p>水防本部(河川砂防課)(農山漁村課)</p> <p>水防支部(土木事務所)</p> <p>水防管理団体(市町)</p> <p>県民</p> <p>水資源機構筑後大堰管理所</p> <p>ダム管理事務所</p> <p>消防機関</p> <p>各ダム管理所</p> <p>危機管理防災課【災害対策本部】</p> <p>警察機関</p> <p>報道機関</p> <p>陸上自衛隊</p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>各種情報(指示・報告)</p> <p>気象情報</p> <p>応援要請等</p> <p>体制応援</p>	<p>(3) 水防体制</p>  <p>佐賀県水防協議会</p> <p>雨量・水位・潮位各観測所</p> <p>排水ポンプ場</p> <p>防災ダム</p> <p>国土交通省九州地方整備局</p> <p>農林事務所(水防連絡室含む)</p> <p>水防本部(河川砂防課)(農山村課)</p> <p>水防支部(土木事務所)</p> <p>水防管理団体(市町)</p> <p>県民</p> <p>水資源機構筑後大堰管理所</p> <p>ダム管理事務所</p> <p>消防機関</p> <p>各ダム管理所</p> <p>危機管理防災課【災害対策本部】</p> <p>警察機関</p> <p>報道機関</p> <p>陸上自衛隊</p> <p>佐賀地方気象台</p> <p>各種情報(指示・報告)</p> <p>気象情報</p> <p>応援要請等</p> <p>体制応援</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
(次項)	(次項)	(次項)	

頁	現行	修正案	備考																																							
118	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="243 235 1350 655"> <thead> <tr> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>関係市町、消防本部</td> <td>一斉指令システム</td> <td>佐賀県政策部危機管理報道局 危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（NHK）佐賀放送局</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>佐賀県警察本部</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>佐賀国道事務所</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>武雄河川事務所</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>唐津海上保安部</td> <td>防災情報提供システム</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> 	伝達先	伝達方法	担当部署	佐賀県	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	関係市町、消防本部	一斉指令システム	佐賀県政策部危機管理報道局 危機管理防災課	日本放送協会（NHK）佐賀放送局	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	佐賀県警察本部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	佐賀国道事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	武雄河川事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	唐津海上保安部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="1460 235 2567 508"> <thead> <tr> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県</td> <td>アデスオンライン</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>関係市町、消防本部</td> <td>一斉指令システム</td> <td>佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（NHK）佐賀放送局</td> <td>アデスオンライン</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> <tr> <td>佐賀国道事務所</td> <td>アデスオンライン</td> <td>佐賀地方気象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> 	伝達先	伝達方法	担当部署	佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台	関係市町、消防本部	一斉指令システム	佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課	日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台	佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台	佐賀地方気象台からの意見に基づく修正
伝達先	伝達方法	担当部署																																								
佐賀県	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
関係市町、消防本部	一斉指令システム	佐賀県政策部危機管理報道局 危機管理防災課																																								
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
佐賀県警察本部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
佐賀国道事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
武雄河川事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
唐津海上保安部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台																																								
伝達先	伝達方法	担当部署																																								
佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台																																								
関係市町、消防本部	一斉指令システム	佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課																																								
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台																																								
佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台																																								
119	<p>第2項 避難誘導</p> <p>市町、避難指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）、 県（危機管理防災課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課）</p>	<p>第2項 避難誘導</p> <p>市町、避難指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）、 県（危機管理防災課、農山村課、森林整備課、河川砂防課）</p>	組織改正に伴う修正																																							
	<p>第4項 被害状況等の報告</p> <p>防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第4項 被害状況等の報告</p> <p>防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課）</p>																																								

頁	現行	修正案	備考																																
128	<p>(略)</p> <p>《連絡窓口》</p> <p>(略)</p> <p>県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">左記以外 守衛室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回線別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">N T T 回線</td> <td style="text-align: center;">T E L</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 6</span> 0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 7</span></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		区 分	平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室	回線別				N T T 回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 6</span> 0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 7</span>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2			<p>(略)</p> <p>《連絡窓口》</p> <p>(略)</p> <p>県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">左記以外 守衛室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回線別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">N T T 回線</td> <td style="text-align: center;">T E L</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 3 6 2</span> <span style="color: red;">( 0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7 )</span></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		区 分	平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室	回線別				N T T 回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 3 6 2</span> <span style="color: red;">( 0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7 )</span>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2			誤字修正・追記
	区 分	平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室																																
回線別																																			
N T T 回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 6</span> 0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 0 2 7</span>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2																																
	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2																																	
	区 分	平日（８：３０～１７：１５） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室																																
回線別																																			
N T T 回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <span style="color: red;">7 3 6 2</span> <span style="color: red;">( 0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7 )</span>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2																																
	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2																																	
	<p><b>第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"><b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b></td> <td>自衛隊</td> </tr> </table>	<b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b>	自衛隊	<p><b>第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"><b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b></td> <td>自衛隊</td> </tr> </table>	<b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b>	自衛隊																													
<b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b>	自衛隊																																		
<b>第 4 項 自衛隊の活動範囲</b>	自衛隊																																		
137	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、<span style="color: red;">炊飯及び給水を行う。</span></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動内容	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、 <span style="color: red;">炊飯及び給水を行う。</span>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援</span></td> <td>被災者に対し、<span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援を実施する。</span></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動内容	(略)	(略)	<span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援</span>	被災者に対し、 <span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援を実施する。</span>	(略)	(略)	防衛省防災業務計画との整合に伴う修正																
活動項目	活動内容																																		
(略)	(略)																																		
炊飯及び給水	被災者に対し、 <span style="color: red;">炊飯及び給水を行う。</span>																																		
(略)	(略)																																		
活動項目	活動内容																																		
(略)	(略)																																		
<span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援</span>	被災者に対し、 <span style="color: red;">給食、給水及び入浴支援を実施する。</span>																																		
(略)	(略)																																		
144	<p><b>第 7 節 応援協力体制</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>第 1 項 相互協力体制</b></td> <td>指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第 1 項 相互協力体制</b>	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、関係各所属）	<p><b>第 7 節 応援協力体制</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>第 1 項 相互協力体制</b></td> <td>指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、<span style="color: red;">防災航空センター</span>、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第 1 項 相互協力体制</b>	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、 <span style="color: red;">防災航空センター</span> 、関係各所属）	関係機関の追記																												
<b>第 1 項 相互協力体制</b>	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、関係各所属）																																		
<b>第 1 項 相互協力体制</b>	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、 <span style="color: red;">防災航空センター</span> 、関係各所属）																																		
144	<p>1 市町、消防機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請</p> <p>市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請<span style="color: red;">する。</span></p> <p>県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。</p>	<p>1 市町、消防機関が実施する措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請</p> <p>市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、<span style="color: red;">「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」</span>又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援<span style="color: red;">について</span>、県に対し、要請<span style="color: red;">の連絡を行う。</span></p> <p>県は、要請<span style="color: red;">の連絡</span>を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。</p>	対象計画の追記 一部追記																																
	(次項)	(次項)																																	



頁	現行	修正案	備考
144	<p>【緊急消防援助隊の要請図】</p>	<p>【緊急消防援助隊の要請系統図】</p>	<p>脱字追記 要請系統図の変更に伴う修正 (フロー全部差し替え)</p>
145	<p>&lt;広域航空消防応援の要請図&gt;</p>	<p>&lt;広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート&gt;</p>	<p>「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の記載内容との整合に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考																																																																										
148	<p>2 県が実施する相互協力措置 (略)</p> <p>(4) 市町の代行、業務支援 県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>事項</th> <th>根拠</th> </tr> <tr> <td>ア 避難の勸告・指示</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	事項	根拠	ア 避難の勸告・指示	災害対策基本法第60条第6項	イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示		(略)	(略)	<p>2 県が実施する相互協力措置 (略)</p> <p>(4) 市町の代行、業務支援 県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>事項</th> <th>根拠</th> </tr> <tr> <td>ア 避難の指示等</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	事項	根拠	ア 避難の指示等	災害対策基本法第60条第6項	イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示		(略)	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正																																																										
事項	根拠																																																																												
ア 避難の勸告・指示	災害対策基本法第60条第6項																																																																												
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示																																																																													
(略)	(略)																																																																												
事項	根拠																																																																												
ア 避難の指示等	災害対策基本法第60条第6項																																																																												
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示																																																																													
(略)	(略)																																																																												
	<p><b>第3項 応援協定</b> 市町、消防機関、 県（各協定の担当所属）</p>	<p><b>第3項 応援協定</b> 市町、消防機関、 県（各協定の担当所属）</p>																																																																											
149	<p>1 県の応援協定 (1) 都道府県間の相互応援協定 県内で大規模な風水害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。 (略)</p>	<p>1 県の応援協定 (1) 都道府県間の相互応援協定 県内で大規模な風水害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」、「<u>「防災消防ヘリコプター相互応援協定」</u>、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。 (略)</p>	協定追記																																																																										
150	<p><b>第4項 国の制度に基づく保健医療活動の受援</b> 県（健康福祉政策課）</p>	<p><b>第4項 国の制度に基づく保健医療福祉活動の受援</b> 県（健康福祉政策課）</p>	国基本計画の修正に伴う追記																																																																										
150	保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。	保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。	国基本計画の修正に伴う追記																																																																										
	<p><b>第8節 通信計画</b> <b>第1項 多様な通信手段の利用</b> 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）</p>	<p><b>第8節 通信計画</b> <b>第1項 多様な通信手段の利用</b> 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）</p>																																																																											
151	<p>1 県防災行政無線 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分 機関名</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県現 地機 関</td> <td>防災航空 センター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	県現 地機 関	防災航空 センター	○	○	○	○	○	○	土木事務所	○	○	○	○	○	○	<p>1 県防災行政無線 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分 機関名</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県現 地機 関</td> <td>防災航空 センター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	県現 地機 関	防災航空 センター	○	○	○	○	○	○	土木事務所	○	○	○	○	○	○	最新の整備状況の反映に伴う修正
区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																						
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																							
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○																																																																						
県現 地機 関	防災航空 センター	○	○	○	○	○	○																																																																						
	土木事務所	○	○	○	○	○	○																																																																						
区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																						
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																							
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○																																																																						
県現 地機 関	防災航空 センター	○	○	○	○	○	○																																																																						
	土木事務所	○	○	○	○	○	○																																																																						

頁	現行	修正案	備考																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>総合庁舎 (土木無)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>16箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の 現地機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町(パ ックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td></td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動系無線</td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○			ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△	市町(パ ックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)		(○)				消防機関		○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部		○		○		○	○	防災関係機関		△	○	○				移動系無線		△		○				<table border="1"> <tr> <td>総合庁舎 (土木無)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>15箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の 現地機関</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町(パ ックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td></td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動系無線</td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○	○	○	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	○	その他の 現地機関			○	○	○	○	△	市町(パ ックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)		(○)				消防機関		○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部		○		○		○	○	防災関係機関		△	○	○				移動系無線		△		○				
総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○																																																																																																																																												
ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○																																																																																																																																										
その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△																																																																																																																																										
市町(パ ックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																													
消防機関		○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部		○		○		○	○																																																																																																																																										
防災関係機関		△	○	○																																																																																																																																													
移動系無線		△		○																																																																																																																																													
総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	○																																																																																																																																										
その他の 現地機関			○	○	○	○	△																																																																																																																																										
市町(パ ックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																													
消防機関		○	○	○	○	○	○																																																																																																																																										
陸上自衛隊(西部方面 混成団、九州補給処) 唐津海上保安部		○		○		○	○																																																																																																																																										
防災関係機関		△	○	○																																																																																																																																													
移動系無線		△		○																																																																																																																																													
152	<p>3 防災相互通信用無線電話</p> <p>防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。</p> <p>【所有機関】 県、県警察、海上保安部、<u>12市町</u></p> <p>【県における設置場所】 危機管理防災課 (総括対策部)、<u>唐津土木事務所</u></p> <p>【使用周波数】 158.35MHz <u>及び</u> 466.775MHz の全国共通波</p>	<p>3 防災相互通信用無線電話</p> <p>防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。</p> <p>【所有機関】 県、県警察、海上保安部、<u>7市町、4消防本部、日本赤十字社</u></p> <p>【県における設置場所】 危機管理防災課 (総括対策部)</p> <p>【使用周波数】 158.35MHz <u>又は</u> 466.775MHz の全国共通波</p>	最新の整備状況の反映に伴う修正																																																																																																																																														
152	<p>6 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>《非常通信のルート例》</p> <pre> graph LR     A[武雄市 (発信者)] --&gt; B[武雄河川事務所]     A --&gt; C[杵藤土木事務所]     A --&gt; D[武雄警察署]     A --&gt; E[杵藤地区広域市町村 圏組合消防本部]     A --&gt; F[九州電力送配電 武雄配電事業所]     B --&gt; G[佐賀国道事務所]     C --&gt; H[佐賀土木事務所]     D --&gt; I[警察本部]     E --&gt; J[佐賀広域消防局]     F --&gt; K[九州電力送配電 佐賀支社]     G --&gt; L[県 (受信者)]     H --&gt; L     I --&gt; L     J --&gt; L     K --&gt; L     </pre>	<p>6 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>《非常通信のルート例》</p> <pre> graph LR     A[武雄市 (発信者)] --&gt; B[武雄河川事務所]     A --&gt; C[武雄県税事務所]     A --&gt; D[武雄警察署]     A --&gt; E[杵藤地区広域市町村 圏組合消防本部]     A --&gt; F[九州電力送配電 武雄配電事業所]     D --&gt; G[県警察本部]     G --&gt; H[県 (受信者)]     B --&gt; H     C --&gt; H     E --&gt; H     F --&gt; I[九州電力送配電 佐賀支社]     I --&gt; H     </pre>	最新の整備状況の反映に伴う修正																																																																																																																																														

頁	現行	修正案	備考
	<p><b>第2項 通信施設の応急復旧</b></p> <p>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p>	<p><b>第2項 通信施設の応急復旧</b></p> <p>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p>	
154	<p>1 一般加入電話</p> <p>電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況を関係機関に共有するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>1 一般加入電話</p> <p>電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況、<u>通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</p>	国基本計画の修正に伴う追記
155	<p><b>第9節 救助活動計画</b></p> <p><b>第2項 救助活動</b></p> <p>消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課）</p>	<p><b>第9節 救助活動計画</b></p> <p><b>第2項 救助活動</b></p> <p>消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</p>	関係機関の追記
156	<p>1 消防機関及び市町</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。</p> <p>イ 市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。</p> <p>（新設）</p> <p><u>ウ</u> 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県を通じ消防庁へ</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。</p> <p><u>エ</u> 市町は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p>（略）</p> <p>3 県</p> <p>（略）</p> <p>(1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。</p> <p>（施設）</p> <p>(2) 他の市町に対し、応援を指示する。</p> <p>(3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>(5) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p>	<p>1 消防機関及び市町</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。</p> <p>イ 市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。</p> <p><u>ウ</u> 被災地の市町又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p><u>エ</u> 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、<u>要請の連絡を行う</u>。</p> <p><u>オ</u> 市町は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p>（略）</p> <p>3 県</p> <p>（略）</p> <p>(1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。</p> <p><u>(2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。</u></p> <p>(3) 他の市町に対し、応援を指示する。</p> <p>(4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>(6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p>	<p>実態との整合に伴う追記、付番修正 文言修正</p> <p>実態との整合に伴う追記、付番修正</p>

頁	現行	修正案	備考
158	<p><b>第10節 保健医療活動計画</b></p> <p><b>第1項 保健医療活動</b></p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p><b>第10節 保健医療福祉活動計画</b></p> <p><b>第1項 保健医療福祉活動</b></p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
158	<p>1 保健医療活動の総合調整について</p> <p>(1) 保健医療調整本部等の設置</p> <p>県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療調整本部を設置する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部による保健医療活動の総合調整</p> <p>保健医療調整本部を設置した場合は、保健医療調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(3) 保健医療調整本部の機能等について</p> <p>保健医療調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部等の設置場所について</p> <p>保健医療調整本部は正庁に、また現地保健医療調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(略)</p>	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について</p> <p>(1) 保健医療福祉調整本部等の設置</p> <p>県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療福祉活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療福祉調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療福祉調整本部を設置する。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整</p> <p>保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(3) 保健医療福祉調整本部の機能等について</p> <p>保健医療福祉調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。</p> <p>(4) 保健医療福祉調整本部等の設置場所について</p> <p>保健医療福祉調整本部は正庁に、また現地保健医療福祉調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
161	<p>(8) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(8) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考				
162	<p>【必要に応じ】 保健医療調整本部による編成・派遣の調整</p> <p>(略)</p>	<p>【必要に応じ】 保健医療福祉調整本部による編成・派遣の調整</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記				
	<p><b>第11節 救急活動計画</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 救急活動計画</b></td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第1項 救急活動計画</b>	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）	<p><b>第11節 救急活動計画</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 救急活動計画</b></td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</td> </tr> </table>	<b>第1項 救急活動計画</b>	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）	
<b>第1項 救急活動計画</b>	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）						
<b>第1項 救急活動計画</b>	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、防災航空センター）						
166	<p>(略)</p> <p>2 搬送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請</p> <p>(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請</p> <p>消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。</p> <p>要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請</p> <p>被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県を通じ消防庁へ</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。</p> <p>なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。</p>	<p>(略)</p> <p>2 搬送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、<u>「防災消防ヘリコプター相互応援協定」</u>、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請</p> <p>(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請</p> <p>消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。</p> <p>要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。</p> <p><u>(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請</u></p> <p><u>被災地の市町又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p><u>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。</u></p> <p>(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請</p> <p>被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、<u>要請の連絡を行う。</u></p> <p>なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。</p>	<p>協定追記</p> <p>実態との整合に伴う追記</p> <p>付番修正</p> <p>文言修正</p>				
169	<p><b>第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></td> <td>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山漁村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山漁村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）	<p><b>第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b></td> <td>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課、<u>水産課</u>）</td> </tr> </table>	<b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課、 <u>水産課</u> ）	組織改正に伴う修正・追記
<b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山漁村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）						
<b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課、 <u>水産課</u> ）						

頁	現行	修正案	備考																				
	<b>第14節 避難計画</b> <b>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</b> 市町、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）	<b>第14節 避難計画</b> <b>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</b> 市町、 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）																					
177	2 指定避難所の運営管理等 市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (略)	2 指定避難所の運営管理等 市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (略)	国基本計画の修正に伴う追記																				
186	<b>第17節 交通及び輸送対策計画</b> <b>第2項 交通政策</b> 県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（港湾課、農山漁村課、道路課）	<b>第17節 交通及び輸送対策計画</b> <b>第2項 交通政策</b> 県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県（港湾課、農山村課、道路課、 <u>水産課</u> ）	組織改正に伴う修正																				
	<b>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</b> <b>第4項 物資の配送計画</b> 市町、 県（社会福祉課、産業政策課、流通・貿易課、道路課）	<b>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</b> <b>第4項 物資の配送計画</b> 市町、 県（社会福祉課、産業政策課、流通・貿易課、道路課）																					
199	<< 県が指定する輸送拠点 >> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">SAGA サンライズパーク</td> <td>佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「<u>みゆきドーム</u>」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table>	SAGA サンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 <u>みゆきドーム</u> 」	嬉野市	<< 県が指定する輸送拠点 >> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">SAGA サンライズパーク</td> <td>佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「<u>朝日I&amp;Rドーム</u>」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table>	SAGA サンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 <u>朝日I&amp;Rドーム</u> 」	嬉野市	呼称変更に伴う修正
SAGA サンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 <u>みゆきドーム</u> 」	嬉野市																						
SAGA サンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 <u>朝日I&amp;Rドーム</u> 」	嬉野市																						
	<b>第19節 広報、被災者相談計画</b> <b>第1項 住民への情報提供</b> 防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	<b>第19節 広報、被災者相談計画</b> <b>第1項 住民への情報提供</b> 防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）																					
	1 県による災害広報の実施 (略) (4) 広報の方法 (略)	1 県による災害広報の実施 (略) (4) 広報の方法 (略)																					

頁	現行	修正案	備考				
202	<p>イ 一般広報</p> <p>(ア) 県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。</p> <p>a 公用車による広報</p> <p>b テレビ、ラジオ等放送媒体による広報</p> <p>c 広報誌による広報</p> <p>d インターネットによる広報</p> <p>(a) 県ホームページを活用した広報</p> <p>(b) ソーシャルメディア（ツイッター等）を活用した広報</p> <p>e 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん等）による広報（略）</p>	<p>イ 一般広報</p> <p>県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。</p> <p>(ア) 公用車による広報</p> <p>(イ) テレビ、ラジオ等放送媒体による広報</p> <p>(ウ) 広報誌による広報</p> <p>(エ) インターネットによる広報</p> <p>a 県ホームページを活用した広報</p> <p>b ソーシャルメディア（ツイッター等）を活用した広報</p> <p>(オ) 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん等）による広報（略）</p>	<p>付番修正</p> <p>システム整備の更新に伴う修正</p>				
203	<p>2 市町による災害広報の実施</p> <p>(1) 広報の内容及び方法（略）</p> <p>ア 住民に対する広報（略）</p> <p>(イ) 広報の方法（略）</p> <p>a 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報</p> <p>b 広報車による広報（消防広報車を含む）</p> <p>c ハンドマイクによる広報</p> <p>d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報</p> <p>e 広報誌、掲示板による広報</p> <p>f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報</p> <p>g 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報（略）</p>	<p>2 市町による災害広報の実施</p> <p>(1) 広報の内容及び方法（略）</p> <p>ア 住民に対する広報（略）</p> <p>(イ) 広報の方法（略）</p> <p>a 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報</p> <p>b 広報車による広報（消防広報車を含む）</p> <p>c ハンドマイクによる広報</p> <p>d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報</p> <p>e 広報誌、掲示板による広報</p> <p>f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報</p> <p>g 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報（略）</p>	<p>システム整備の更新に伴う修正</p>				
211	<p>第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第5項 港湾、漁港</td> <td>港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、<u>農山漁村課</u>）</td> </tr> </table>	第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 <u>農山漁村課</u> ）	<p>第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第5項 港湾、漁港</td> <td>港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、<u>水産課</u>）</td> </tr> </table>	第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 <u>水産課</u> ）	<p>組織改正に伴う修正</p>
第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 <u>農山漁村課</u> ）						
第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 <u>水産課</u> ）						
	<p>第25節 ボランティアの活動対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1項 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）</td> </tr> </table>	第1項 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）	<p>第25節 ボランティアの活動対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1項 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）</td> </tr> </table>	第1項 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）	
第1項 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）						
第1項 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市町、 県（県民協働課、社会福祉課）						



頁	現行	修正案	備考								
222	<p>(略)</p> <p>県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。</p> <p><u>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画に基づく追記</p>								
	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第3項 支援</b></td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	<b>第3項 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第3項 支援</b></td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	<b>第3項 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）					
<b>第3項 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）										
<b>第3項 支援</b>	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）										
223	<p>市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>把握</b>する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<b>生活環境</b>について配慮する。</p>	<p>市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、<b>災害</b>中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>関係者と積極的に共有</b>する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<b>活動環境</b>について配慮する。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記、修正</p>								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #FFDAB9;"><b>第29節 災害救助法の適用</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第2項 実施主体</b></td> <td>市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第29節 災害救助法の適用</b>		<b>第2項 実施主体</b>	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #FFDAB9;"><b>第29節 災害救助法の適用</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第2項 実施主体</b></td> <td>市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第29節 災害救助法の適用</b>		<b>第2項 実施主体</b>	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）	
<b>第29節 災害救助法の適用</b>											
<b>第2項 実施主体</b>	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）										
<b>第29節 災害救助法の適用</b>											
<b>第2項 実施主体</b>	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）										
227	<p>1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。</p> <p><u>ただし、災害が発生するおそれがある段階での救助法適用の判断は副知事（防災監）が行い、</u>救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。</p> <p>救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。</p> <p><u>なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>記載要領の変更</p>								
	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第5項 救助の種類</b></td> <td>市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第5項 救助の種類</b>	市町、 県（危機管理防災課）	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;"><b>第5項 救助の種類</b></td> <td>市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第5項 救助の種類</b>	市町、 県（危機管理防災課）					
<b>第5項 救助の種類</b>	市町、 県（危機管理防災課）										
<b>第5項 救助の種類</b>	市町、 県（危機管理防災課）										

頁	現行	修正案	備考																																												
229	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所、<u>応急</u>仮設住宅の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 <u>災害にかかった者</u>の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>6 <u>災害にかかった</u>住宅の応急修理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>7 学用品の給与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>8 埋葬</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>9 死体の捜索及び処理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている<u>物</u>の除去</td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施主体	1 避難所、 <u>応急</u> 仮設住宅の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 <u>災害にかかった者</u> の救出	知事、市町長	6 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理	知事、市町長	7 学用品の給与	知事、市町長	8 埋葬	知事、市町長	9 死体の捜索及び処理	知事、市町長	10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>物</u> の除去	知事、市町長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所<u>及び</u>応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 <u>被災者</u>の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>6 <u>被災した</u>住宅の応急修理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>7 学用品の給与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>8 埋葬</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>9 死体の捜索及び処理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている<u>もの</u>の除去</td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施主体	1 避難所 <u>及び</u> 応急仮設住宅の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 <u>被災者</u> の救出	知事、市町長	6 <u>被災した</u> 住宅の応急修理	知事、市町長	7 学用品の給与	知事、市町長	8 埋葬	知事、市町長	9 死体の捜索及び処理	知事、市町長	10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>もの</u> の除去	知事、市町長	災害救助法記載内容との整合に伴う修正
救助の種類	実施主体																																														
1 避難所、 <u>応急</u> 仮設住宅の供与	知事、市町長																																														
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																														
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																														
4 医療及び助産	知事、市町長																																														
5 <u>災害にかかった者</u> の救出	知事、市町長																																														
6 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理	知事、市町長																																														
7 学用品の給与	知事、市町長																																														
8 埋葬	知事、市町長																																														
9 死体の捜索及び処理	知事、市町長																																														
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>物</u> の除去	知事、市町長																																														
救助の種類	実施主体																																														
1 避難所 <u>及び</u> 応急仮設住宅の供与	知事、市町長																																														
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																														
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																														
4 医療及び助産	知事、市町長																																														
5 <u>被災者</u> の救出	知事、市町長																																														
6 <u>被災した</u> 住宅の応急修理	知事、市町長																																														
7 学用品の給与	知事、市町長																																														
8 埋葬	知事、市町長																																														
9 死体の捜索及び処理	知事、市町長																																														
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>もの</u> の除去	知事、市町長																																														
246	<b>第36節 石油等の大量流出の防除対策計画</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b></td> <td>石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山<u>漁</u>村課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b>	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山 <u>漁</u> 村課、河川砂防課）	<b>第36節 石油等の大量流出の防除対策計画</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b></td> <td>石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山村課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b>	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山村課、河川砂防課）	組織改正に伴う修正																																								
<b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b>	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山 <u>漁</u> 村課、河川砂防課）																																														
<b>第1項 石油等の大量流出の防除対策</b>	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（危機管理防災課、港湾課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山村課、河川砂防課）																																														
252	<b>第38節 孤立地域対策活動</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 孤立地域対策活動</b></td> <td>防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 孤立地域対策活動</b>	防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）	<b>第38節 孤立地域対策活動</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 孤立地域対策活動</b></td> <td>防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table>	<b>第1項 孤立地域対策活動</b>	防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課、 <u>防災航空センター</u> ）	対象機関の追記																																								
<b>第1項 孤立地域対策活動</b>	防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）																																														
<b>第1項 孤立地域対策活動</b>	防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課、 <u>防災航空センター</u> ）																																														
252	(略) 2 緊急物資等の輸送 <u>陸上輸送が不可能な場合は</u> 、ヘリコプターによる輸送を <u>行うため</u> 、 <u>県及び市町</u> は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。 (略)	(略) 2 緊急物資等の輸送 ヘリコプターによる輸送を <u>含めたあらゆる手段による輸送について</u> 、 <u>県は</u> 、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。 (略)	消防庁通知文書（消防災第14号（令和6年1月30日））に基づく追記																																												
	<b>第39節 生活再建対策</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 被災者生活再建支援金</b></td> <td>国、市町、県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 被災者生活再建支援金</b>	国、市町、県（危機管理防災課）	<b>第39節 生活再建対策</b> <table border="1"> <tr> <td><b>第1項 被災者生活再建支援金</b></td> <td>国、市町、県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 被災者生活再建支援金</b>	国、市町、県（危機管理防災課）																																									
<b>第1項 被災者生活再建支援金</b>	国、市町、県（危機管理防災課）																																														
<b>第1項 被災者生活再建支援金</b>	国、市町、県（危機管理防災課）																																														
253	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	国基本計画の修正に伴う追記																																												

頁	現行	修正案	備考
	<p>第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>防災関係機関、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	
255	<p>風水害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">気象警報等の発表中</p> <p><b>【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害情報連絡室等の設置</li> <li>◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報</li> <li>◇避難準備（高齢者等避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始</li> <li>◇災害が発生するおそれがある段階における災害救助法適用</li> <li>◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <b>【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始</li> <li>◇避難指示等の広報</li> </ul> </p> </div> <p style="text-align: center; background-color: #f2f2f2; margin-bottom: 10px;">発災（大規模風水害）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生～24時間（初期）</p> <p><b>【人命優先に活動する時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）</li> <li>◇災害情報の収集・連絡 ◇人命救助活動、警備活動</li> <li>◇自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整</li> <li>◇救急救命医療活動の確保、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</li> <li>◇輸送ルート確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送</li> <li>◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出</li> <li>◇帰宅困難者対策、外国人対策 ◇国への被害状況報告</li> <li>◇水防活動と二次災害防止活動 ◇行方不明者の搜索</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生～72時間（中期・終息期）</p> <p><b>【被災者支援を開始する時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備</li> <li>◇応援要請（緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）</li> <li>◇救急救命医療活動等の支援、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧</li> <li>◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理 ◇被災者相談窓口の設置</li> <li>◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給</li> <li>◇災害対策用機材・復旧資材等の調達</li> <li>◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）</li> <li>◇ボランティアセンターの設置 ◇災害救助法の適用</li> <li>◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供</li> </ul> </div>	<p>風水害対策に係る県災害警戒対策本部及び災害対策本部における災害応急対策の着手時期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">気象警報等の発表中</p> <p><b>【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害情報連絡室等の設置</li> <li>◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報</li> <li>◇避難準備（高齢者等避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始</li> <li>◇災害が発生するおそれがある段階における災害救助法適用</li> <li>◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <b>【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始</li> <li>◇避難指示等の広報</li> </ul> </p> </div> <p style="text-align: center; background-color: #f2f2f2; margin-bottom: 10px;">発災（大規模風水害）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生～24時間（初期）</p> <p><b>【人命優先に活動する時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇防災活動体制の確立（職員の参集、<span style="color: red;">災害警戒対策本部又は</span>災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）</li> <li>◇災害情報の収集・連絡 ◇人命救助活動、警備活動</li> <li>◇自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整</li> <li>◇救急救命医療活動の確保、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</li> <li>◇輸送ルート確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送</li> <li>◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出</li> <li>◇帰宅困難者対策、外国人対策 ◇国への被害状況報告</li> <li>◇水防活動と二次災害防止活動 ◇行方不明者の搜索</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害発生～72時間（中期・終息期）</p> <p><b>【被災者支援を開始する時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備</li> <li>◇応援要請（緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）</li> <li>◇救急救命医療活動等の支援、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧</li> <li>◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理 ◇被災者相談窓口の設置</li> <li>◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給</li> <li>◇災害対策用機材・復旧資材等の調達</li> <li>◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）</li> <li>◇ボランティアセンターの設置 ◇災害救助法の適用</li> <li>◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供</li> </ul> </div>	<p>体制変更に伴う追記</p> <p>体制変更に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考
257	<p><b>第4章 災害復旧・復興計画</b>  <b>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</b></p> <p><b>第2項 迅速な原状復旧</b> 市町、県警察、関係施設の管理者等、                  県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山漁村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）</p>	<p><b>第4章 災害復旧・復興計画</b>  <b>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</b></p> <p><b>第2項 迅速な原状復旧</b> 市町、県警察、関係施設の管理者等、                  県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）</p>	組織改正に伴う修正
259	<p><b>第3項 計画的復興</b> 市町、                  県（危機管理防災課、農山漁村課、森林整備課、まちづくり課、河川砂防課、文化課）</p>	<p><b>第3項 計画的復興</b> 市町、                  県（危機管理防災課、農山村課、森林整備課、まちづくり課、河川砂防課、文化課）</p>	組織改正に伴う修正
260	<p>2 文化財対策                  (1) 指定文化財等の復旧                  県（<u>教育委員会</u>）、市町（教育委員会）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。</p>	<p>2 文化財対策                  (1) 指定文化財等の復旧                  県、市町（<u>教育委員会等</u>）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。</p>	県（文化財保護・活用室）からの意見に基づく修正
	<b>第2節 被災者の生活再建等への支援</b>	<b>第2節 被災者の生活再建等への支援</b>	
261	<p>(略)                  県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(略)                  県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	国基本計画の修正に伴う追記
261	<p><b>第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</b> 市町、                  県（政策チーム、危機管理防災課、税政課、市町支援課、関係各所属）</p>	<p><b>第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</b> 市町、                  県（政策チーム、危機管理防災課、税政課、市町支援課、<u>建築住宅課</u>、関係各所属）</p>	第3編地震・津波災害対策との整合に伴う追記
261	<p>2 被災者台帳の作成等                  (1) 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。                  (略)</p>	<p>2 被災者台帳の作成等                  (1) 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>                  (略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記